

大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣に関するQ A

- これは、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱に関するQ Aです。
- ご不明な点があれば、事務局までお問合せください。

はじめに

視覚と聴覚に重複して重度の障がいのある盲ろう者の方々にとって、コミュニケーション及び移動を支援することは極めて重要です。

大阪府では、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的として、盲ろう者通訳・介助者派遣事業を実施するとともに、専門的な知識・技能を有する技量の高い通訳・介助者を養成するため、盲ろう者通訳・介助者研修事業を実施しています。

大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、視覚と聴覚に重複して障がいがあることによりその障がいが重度である者（年齢を問わない。以下「盲ろう者」という。）に対して、その意思疎通を支援（以下「通訳」という。）し、及びその外出時において、当該盲ろう者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護（当該外出時の排せつ・食事等の介助その他の当該盲ろう者の外出時に必要な援助を含む。以下「介助」という。）を行う者（以下「通訳・介助者」という。）を派遣する事業を実施するために必要な事項を定めることにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

この事業は、障害者総合支援法に基づく公的な事業として、国及び自治体の公費で実施するものです。

このため、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業を利用する盲ろう者（以下、「利用者」という。）と通訳・介助者は、大阪府が定めたルールをきちんと守っていただく必要があります。

Q1 どのような支援が、通訳・介助の対象となるのでしょうか。

A1 通訳の支援内容は、手話、指点字、手書き文字などによる意思疎通支援。

介助の支援内容は、外出時において、当該盲ろう者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護（当該外出時の排せつ・食事等の介助その他の当該盲ろう者の外出時に必要な援助を含む。）であり、要綱に沿ったものでなければなりません。

また、要綱第10条の定めるとおり、通訳・介助者は、通訳・介助を行う際、利用者の通訳・介助の専念等を遵守していただく必要があります。

Q2 買い物時に、利用者から荷物を持つように言われた場合、どうしたらいいのでしょうか。

A2 介助の対象外です。

要綱第10条の通訳・介助の専念等を遵守できないためです。

Q3 外出時に、利用者から現金を預かり、その中から交通費や入場料、昼食等の支払いをしてほしいと頼まれた場合、どうしたらいいでしょうか。

A3 認められません。

特に金銭の受け渡しについて、通訳・介助者が代わりに行ったことにより、利用者とのトラブルが発生しています。

利用者自身が直接行うよう促してください。

仮に、やむを得ない事情により依頼された場合、「預かったお金の金額確認」を利用者と適宜行うとともに、店員などの相手方から直接利用者に、支払額やお釣りの内訳説明をしてもらったり、領収証の発行を求めたり、利用者がお金の管理をしやすいように注意を払うよう心がけてください。

Q4 居宅内の情報提供は認められますか。

A4 認められます。

例としては、新聞や郵便物、本を読むなどの通訳、FAXや書類の代筆、テレビやラジオにおけるニュース・天気予報などの意思疎通支援が該当します。

Q5 利用者から居宅内での調理や掃除を頼られました。通訳・介助で認められるのでしょうか。

A5 通介者による調理や掃除は認められません。

Q6 移動中の排せつについて、通介者が異性であること等を理由に、盲ろう者の方が介助を拒んだときは、どうすべきですか。

A6 コーディネートの際に、このようなことがおきないようにすることが原則です。しかしながら、盲ろう者ご本人が嫌がっているにも関わらず、通介者が無理やり移動中の排せつの介助をすることは、「利用者の人権と意思の尊重」の観点から要綱違反に当たる可能性があります。盲ろう者の安全等の確保の必要性とのバランスをご配慮ください。

Q7 通訳・介助中のトイレ介助は通訳・介助の対象ですか。

A7 対象です。

ただし、ここでいう「トイレ介助」とは、排せつ時の移動に必要な情報の提供と、移動にかかる援護のことを言います。

(通訳・介助者の登録)

- 第4条 通訳・介助者になろうとする者は、大阪府盲ろう者通訳・介助者登録申請書（様式第2号。以下「登録申請書」という。）を添えて、府にその旨を申請しなければならない。なお、すでに提出している登録申請書の記載内容に変更があった場合も同様とする。
- 2 府は、前項の申請が次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合は、当該申請をした者を通訳・介助者として登録するものとする。
- 一 大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第3条第1項の修了証書の交付を受けた者であること又はそれと同等と認められる者であること。
 - 二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）ではないこと。
 - 三 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。
- 3 前項の登録は、当該登録をした年度の3年後の年度末をもって、その効力を失う。当該登録の更新を受けようとする者は、当該効力を失う年度の間、大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第3条第2項に定める現任研修を修了しなければならない。
- 4 知事は、前2項により登録された者に大阪府盲ろう者通訳・介助者登録証（様式第3号。以下「通訳・介助者登録証」という。）を交付するものとする。
- 5 府は、通訳・介助者登録証を交付したときは、登録申請書に記載されている事項を通訳・介助者登録台帳に登載し、適正に管理し、その登録状況を利用者に情報提供するものとする。
- 6 通訳・介助者のうち、前2項の登録をした後に通訳・介助者として一度も活動しなかった者及び通訳・介助者として最後に活動した日の翌日から3年間、活動実績のない者は、大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第3条第3項に定める現任実習を受講し修了しなければ、通訳・介助者として活動できないものとする。
- 7 通訳・介助者は、通訳・介助者登録証の記載内容に変更があったとき又は通訳・介助者登録証を毀損又は紛失したときは、「大阪府盲ろう者通訳・介助者登録証再交付申請書」（様式第4号）を提出し、通訳・介助者登録証の再交付を受けなければならない。
- 8 府は、利用者が大阪府管外に旅行する際には、旅行先の都道府県において通訳・介助者として活動している者であって適切と認められるものに当該利用者への通訳・介助を当該旅行する都道府県を通じて依頼することができる。この場合において、第1項から第3項の規定に関わらず、次条から第16条までの規定は、当該通訳・介助を行った者に適用するものとする。

Q8 他府県（遠方）在住の方の通訳・介助者登録は可能でしょうか。

また、他府県で通訳・介助者として活動していた方が大阪府で通訳・介助者登録することは可能でしょうか。

A8 大阪府の通訳・介助者として登録を行うためには、原則として、大阪府の通訳・介助者養成研修及び現場実習等を修了していただく必要があります。

Q9 利用者が遠方に旅行する際、旅行先の都道府県で通訳・介助者を依頼することは可能でしょうか。

A9 利用者が遠方に旅行する際の通訳・介助者の利用に当たっては、コーディネーターを通して、旅行先の都道府県に登録している通訳・介助者を臨時的に大阪府の通訳・介助者として利用することが可能です。

(派遣時間等)

第5条 第3条第3項の規定により登録を受けた者（以下「利用者」という。）の通訳・介助者の派遣時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 1年間の派遣時間の合計の上限 4月1日から翌年の3月31日までの間で1,080時間（ただし、年度途中で第3条第3項の登録を受けた場合は、当該登録を受けた月を含む当該年度の残月数に90時間を乗じて得た時間を限度とする。）
 - 二 1日当たり派遣時間の合計の上限 8時間（利用者が事前に通訳・介助者及び府の了解を得ている場合を除く。）
- 2 府は、利用者に対し、その利用状況に応じ、原則として、3月、6月、9月、12月に必要な枚数の大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣・利用券（様式第5号。以下「利用券」という。）を配布するものとする。
- 3 府は、1枚の利用券に対して、1人の通訳・介助者を派遣するものとする。ただし、1回当たりの通訳・介助者の派遣時間が概ね1時間30分を超え、かつ、通訳しようとする情報の量が多いと認められる場合は、1枚の利用券に対して、2人の通訳・介助者を派遣することができる。

Q10 1日当たりの派遣時間が、合計で8時間を超える場合、どのようにすればよいでしょうか。

A10 通訳・介助者が1日8時間以上の派遣を了解した場合には、8時間を超える派遣が認められます。ただし、利用者が、事前にその旨を「大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事前申込書（様式第5号）」に明記して申し込む必要があります。

なお、「大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事前申込書（様式第5号）」の提出が困難な場合は、利用者が電話・メールなどにより申込書記載事項を府に連絡することをもって、申込書の提出に代えることができます。（要綱第6条第1項に規定。）

Q11 通訳・介助者を1回当たり2人派遣することができるのは、どのような場合でしょうか。

A11 1回当たりの通訳・介助者の派遣時間が、概ね1時間30分を超え、かつ、通訳しようとする情報の量が多い講演会や映画などが想定されますが、移動の時間は対象外です。

Q12 2人での通訳・介助を依頼されましたが、利用者が利用券を家に忘れてきてしまいました。通訳・介助者のうち、一人は、家まで送ったときに記名しましたが、もう一人の通訳・介助者の記名はどうすればよいでしょうか。

A12 自宅までの通訳・介助をした方が、もう一人の通訳・介助者の氏名を代理記入してください。

例) 大阪太郎
浪速花子 代理記入 大阪太郎

Q13 第5条第3項には、「府は、1枚の利用券に対して、1人の通訳・介助者を派遣するものとする。」とありますが、1度の活動につき、同時に2枚の利用券を使用することで、2人の通訳・介助者の派遣を受けることは可能ですか。

A13 可能です。ただし、その場合、1度の活動で、2枚分すなわち2時間分（30分利用券の場合は、1時間分）の利用になってしまう点、ご注意ください。

(派遣の申請等)

第6条 通訳・介助者の派遣を申し込もうとする利用者は、原則として当該派遣を受けようとする日の10日前までに府に大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事前申込書(様式第6号。以下「申込書」という。)により、申し込むものとする。この場合において、申込書の提出が困難であるときは、電話その他の手段により申込書記載事項を府に連絡することをもって、申込書の提出に代えることができる。

2 府は、前項の申込書の内容が適正と認められる場合であって、次の各号いずれにも該当しないときは、通訳・介助者を選定し、派遣するものとする。

一 通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 総合支援法に基づく同行援護を通訳・介助者以外の者から受ける場合であって、当該同行援護を受けて行う活動のうち通訳に係るもの

ロ 総合支援法に基づく指定障害者福祉サービスに係るもののうち通所に係るものであって、当該通所のための介助及び1日当たりの当該サービス利用時間のうち1時間に係る通訳

ハ 反復継続的な活動のうち収入を得ないものであって、日常の当該活動のための移動の介助を行う者(業務として当該介助を行う者を除く。)が病気その他のやむを得ない事情によって当該介助を行うことができないと認められるもの

二 通訳・介助者自らが車両又は自転車を運転して介助する場合

三 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合

3 前項の派遣を受けることができる場合において、当該利用者は、自ら通訳・介助者の選定をすることができるものとする。この場合において、当該利用者はその依頼内容を府に報告しなければならない。

4 前2項において選定される通訳・介助者は、当該利用者の同居の者又は家族以外の者から選定されなければならない。

5 当該利用者が通訳・介助者の派遣を受けたときは、1時間あたり1枚の利用券を当該派遣された通訳・介助者に提出するものとする。ただし、当該派遣を受けた時間に30分未満の端数が生じたときは、次の各号に掲げる方法により取り扱うものとする。

一 当該1日のうちで派遣を受けた時間の合計が30分に満たないとき 当該利用者は、実際の派遣に要した時間を利用券に明記して、当該利用券(以下「30分利用券」という。)を当該派遣された通訳・介助者に提出することができる。

二 当該1日のうちで派遣を受けた時間の合計が30分以上1時間未満のとき 1時間として取り扱うものとする。

三 当該1日のうちで派遣を受けた時間の合計が1時間以上のとき 30分未満のものは切り捨て、30分以上1時間未満のものは1時間として取り扱うものとする。

Q14 入院中の盲ろう者に対する、通訳・介助は認められますか。

A14 認められます。

Q15 通訳・介助で銭湯での移動介助はできますか。

A15 一緒に銭湯に入るのも通訳・介助の業務ですが、身体を洗う等の身体介護は、通訳・介助の業務として認められません。

Q16 スポーツ活動における通訳・介助は認められますか。

A16 スポーツ施設やプール内における通訳及び移動介助の支援や、スポーツ活動中における通訳及び移動介助の支援については、通訳・介助の業務として認められます。

ただし、技術的な指導や伴走等は、通訳・介助の業務として認められません。

また、陸上競技等の場合は、利用者がグラウンド内のトラックを走っている等の間、直ちに通訳・介助に専念できる場合は対象になります。

Q17 通訳・介助者自身の運転による移動介助は認められていませんが、例えば、別の1名が運転し、もう1名の通訳・介助者が利用者に対応した場合はどうでしょうか。

A17 原則的には公共交通機関を使っていただくことになります。

通訳・介助者自身が運転している場合は認められませんが、別の1名が運転し、もう1名の通訳・介助者が通訳・介助に専念できる場合、通訳・介助中の通訳・介助者のみ認められます。

通訳・介助者自身の運転による移動介助を認めていないのは、道路交通法上の運転専念義務と通訳・介助専念義務が両立しないからです。

Q18 利用者宅までの移動時間が片道1時間半～2時間近くになるとかなりの負担に感じます。通訳・介助者に派遣依頼をする時は、どのような基準で選ばれているのでしょうか。

A18 原則として、

①派遣を依頼された利用者の近隣に住んでいる方で、

②触手話、指点字、手書き文字など利用者とのコミュニケーション手段が一致する方を選んでいきます。

どうしても近くに通訳・介助者がいない場合や、いても日程が合わない場合は、止むを得ず、遠くにお住まいの通訳・介助者にも依頼する場合があります。その場合、利用者宅までの移動にご負担をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

Q19 利用者のコミュニケーション手段を詳しく知りたいが、どうすればよいでしょうか。

A19 コーディネートの段階で、通訳・介助に必要な基本的なコミュニケーション手段についてお伝えすることとしています。

Q20 1時間未満の通訳・介助は利用券何枚になるのでしょうか。

A20 1枚です。

1日のうちで派遣を受けた時間の合計が1時間未満でも、利用券に実際の派遣時間を明記のうえ、利用者から利用券を1枚もらってください。

なお、活動手当は、要綱第8条第1項の規定により、15分未満の場合は360円、15分

以上 30 分未満の場合は 720 円、30 分以上 1 時間未満の場合は 1 時間として取り扱うため 1,450 円となります。

また、要綱第 6 条第 5 項第 3 号により、当該 1 日のうちで派遣を受けた時間の合計が 1 時間以上のときは、超えた時間が 30 分未満のものは切り捨てます。

Q21 盲ろう者向けの通所施設に出かける利用者から依頼を受けた場合、利用券は何枚になりますか。

A21 利用券は、要綱で認められている範囲内で、通訳・介助を実際に行った 1 日当たりの合計時間で計算します。

ご質問の盲ろう者向けの通所施設については、要綱第 6 条第 2 項第 1 号ただし書きに該当するため、次のとおりとなります。

通訳・介助を行った時間は、「待合せ場所から施設まで」と「施設内（1 時間のみ対象）」及び「施設から活動終了場所まで」の時間を合計した時間数に応じた枚数となります。

例) 待合せ場所 8:40 ⇒ 80 分 ⇒ 10:00 施設内 15:00 ⇒ 80 分 ⇒ 16:20 終了場所
80 分 + 1 時間 + 80 分 = 3 時間 40 分
この場合は合計 4 枚になります。

Q22 通訳・介助の合間で、利用者の元を離れ、通訳・介助を行っていない時間について、通訳・介助時間に含まれますか。また、利用者の元を離れず、かつ、通訳・介助を行っている利用者とともに摂食している状態は、通訳・介助時間に含まれますか。

A22 通訳・介助を行っていない時間は、原則として通訳・介助の時間に含まれません。

しかし、直ちに通訳・介助に専念できる状態にある時間は、通訳・介助時間に含まれます。

利用者の元を離れず、かつ、通訳・介助を提供している利用者とともに摂食している状態は、通訳・介助時間に含まれます。

現場で迷うようなことがあれば、事務局にお問い合わせください。個々の事情を把握の上、通訳・介助時間に含めるかどうかを判断します。

なお、通訳・介助時には、通訳・介助者は飲酒することは認められません。

Q23 通所施設の行きと帰りで通訳・介助者が異なる場合、通所施設内の 1 時間はどちらの通訳・介助者につくのでしょうか。

A23 実際に、通所施設内で通訳・介助を行った通訳・介助者です。

Q24 活動終了後、その場で利用券に必要な事項を記入しますが、記入する時間が長い場合、利用券記入終了時の時刻を終了時間として書いてもいいですか。

A24 利用券の記入に要した時間は、通訳・介助の活動時間に含まれません。

Q25 明日、通訳・介助を行っていただきたいと思いますが、コーディネートはしていただけるのでしょうか。

A25 通訳・介助者の手配・調整時間を確保するため、10日前までに依頼して下さるようお願いしております。

ただし、お葬式など、緊急を要する場合においては、例外的にコーディネートし、通訳・介助者の了解を得られた場合には、通訳・介助者を派遣する場合があります。

Q26 利用券の控えがあると、次に依頼した通訳・介助者に控えを見られてしまうので、見られない方法はないのでしょうか。

A26 利用券の控えについては、確実に保管していただければ1枚ずつ切り離していただいても結構です。切り取った利用券の控えは、大切に保管してください。

Q27 利用券の控えはいつまで保管しておかなければなりませんか。

A27 利用券の控え及び未使用の利用券を年度ごとに事務局へご返却ください。事務局でまとめて保管いたします。

(活動報告)

第7条 通訳・介助者は、業務終了後1週間以内に大阪府盲ろう者通訳・介助者活動報告書(様式第7号。以下「活動報告書」という。)と、当該派遣にかかる利用券を府に郵送にて提出しなければならない。

2 府は、通訳・介助者から提出された活動報告書及び利用券について、その内容に事実との相違がないか確認するものとする。

Q28 詳細な活動報告が求められるのですが、なぜ詳細な活動報告が必要なのでしょう。

A28 通訳・介助の活動手当は公費でまかなわれており、その用途については、明確かつ具体的に把握する必要があります。

Q29 活動の終了時間が遅くなり最終バスに乗車できなかったため、代わりにタクシーで帰宅したのですが、報告書にはバスの運賃を請求すればいいのでしょうか。

A29 原則として、タクシー代は、交通費としてお支払いできません。

Q30 利用者の体調・症状が変化し、体調・症状等が悪い状態が半年以上も続く場合、通訳・介助の方法などを関係者で話し合う機会があればよいと思うのですが。

A30 都道府県と市町村は連携・協力し合って市町村にお住まいの利用者の支援を進めていきますが、「悪い状態が半年以上も続く場合」などはコーディネーターに情報提供(活動報告書に記載等)していただき、身近な援護の実施機関である市町村と共に本人の意向を尊重しながら、どのような支援が適切なのかを検討することになりますので、市町村に申し出るようアドバイスしてください。

(活動手当及び実費弁償)

第8条 府は、通訳・介助者の1月分の活動の対価（以下「活動手当」という。）を、次の各号に掲げる方法により、その翌月20日までに、通訳・介助者に支払うものとする。この場合において、府は、活動手当等の支払明細書を事前に送付するものとする。

- 一 利用券1枚当たりの活動手当 1,450円
 - 二 30分利用券1枚当たりの活動手当（記載されている時間の合計（以下、この項において「合計時間」という。）が15分に満たない場合） 360円
 - 三 30分利用券1枚当たりの活動手当（合計時間が15分以上の場合） 720円
- 2 府は、前項の活動に関し、当該通訳・介助者の自宅から業務開始地点まで及び業務終了地点から自宅までに要した交通費について、最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認められる実費を弁償するものとする（ただし、1日当たり2,000円を上限とする。）。

(費用等)

第9条 通訳・介助に係る費用等の扱いについては、次によるものとする。

- 一 通訳・介助者の派遣に係る利用者の費用 無料
- 二 通訳・介助者の派遣を受けて行おうとする活動に関して発生する交通費、入場料その他の費用 利用者の負担（通訳・介助者に係るものを含む。）
- 三 通訳・介助者の派遣を受けて行った活動において、通訳・介助者の責に帰すべき事由により利用者の受けた損害 通訳・介助者の負担

Q31 通訳・介助で利用者宅に行きましたが、利用者の都合により玄関で派遣を取り消された場合の利用券の取り扱いはどうなるのでしょうか。

A31 利用券はもらえません。

要綱の規定の範囲内で、実際に通訳・介助をした時間に対してのみ利用券が渡されます。

ご質問の場合、通訳・介助者は往復の交通費がかかっているので、交通費（実費。その額は2,000円を上限とする。）については利用者に負担いただくことになります。

Q32 要綱第9条第1項第2号の「その他の費用」に食事代は含まれていますか。

A32 「その他の費用」に食事代は含まれていません。原則として、通訳・介助者の負担となります。

(通訳・介助の質の確保)

第10条 通訳・介助者は、利用者に対する通訳・介助を行うに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 通訳・介助に専念すること。
- 二 利用者の人権と意思を尊重し、その主体的な自己決定に資すること。
- 三 通訳に当たって、正確性及び即時性の確保を期すこと。
- 四 介助に当たって、利用者の安心と安全の確保を期すこと。
- 五 業務上知り得た情報を利用者の同意を得ないで第三者に提供し、又は、公表しないこと。
- 六 この要綱の規定を遵守すること。

2 利用者は、通訳・介助者が前項各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その旨を府に通報することができる。

(報告等)

第11条 府は、前条第2項の通報があった場合のほか、必要と認めるときは、この要綱の適正な運用を図るために必要な事項に関して、通訳・介助者に対し報告を求めることができる。

(是正指導)

第12条 府は、通訳・介助者が次の各号のいずれかに該当するときは、通訳・介助者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 一 第4条第2項の登録の基準を満たしていないと認めるとき。
- 二 第6条第2項の選定の打診があったとき、正当な理由がないのにこれに応じないとき。
- 三 第7条第1項の期限までに活動報告書の提出をしないとき。
- 四 第7条第2項の確認に正当な理由がないのに応じず、又は確認の結果、事実との相違が認められたとき。
- 五 第10条第1項各号の事項を遵守しないとき。
- 六 前条の報告に正当な理由がないのに応じず、又は報告の結果、府が必要と認めるとき。

Q33 活動報告に事実と違うことを書いた場合、どうなるのでしょうか。

A33 最悪の場合は、通訳・介助者の登録を抹消させていただくことがあります。

【お問合せ窓口】

社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会

住所：〒537 - 0025 大阪市東成区中道1丁目3番59号

電話：06-6748-0587 FAX：06-6748-0589